

農 商 工 連 携

農林水産・商業工業者等を対象とした 産業財産権相談会（無料）の開催について

全国各地において、地域特有の農林水産物、またその加工品等の新商品開発や、他地域の農林水産物との差別化を図る「地域ブランド」として商品化など、地域活性化の一環としての取組が盛んに行われています。

このような地域特有の農林水産物のビジネス展開を行うには、新商品開発に関する技術(発明、アイデア)・売り出す商品のブランド名やそのパッケージ等のデザインなどを権利(産業財産権：特許権、実用新案権、意匠権、商標権)としての確に取得し、事業展開することが不可欠です。

この産業財産権が、農林水産業においてどのように係わるものなのかなど、少しでも興味・関心のある方は、この相談会を是非ご利用してみたいかがでしょうか？農林水産業に限らず商工分野でも結構です。

相談会では、この産業財産権の制度、手続、費用、手順など産業財産権全般について、専門の相談員（弁理士）が無料で相談、指導、助言等を行いますのでお気軽にご利用下さい。

【相談内容】

- (例)・農林水産分野の研究成果（農業技術等）等について
- ・農林水産業の現場で使われている技術・ノウハウ等について
 - ・商標ブランド、地域ブランド等について
 - ・商工分野における知的財産権全般

1 と き 平成21年 2月26日(木)
13:00 - 16:00 (3時間)

2 と ころ 高島市商工会 高島支所
〒520-1121
滋賀県高島市勝野1365
電話 0740-36-0185
FAX 0740-36-0185

3 相 談 員 岸本特許事務所
所長 弁理士 岸本 忠昭 氏

4 内 容 産業財産権全般(特許・実用・意匠・商標等)

5 相談形態 個別相談 一人60分程度(事前予約制)

6 参加費 無 料

7 申 込 み 産業財産権相談会は、待ち時間の解消と、一定の相談時間を確保するため
(予約制) **予約制**を取っています。

電話・FAXにて事前にお申し込みください。

(申し込み先) 高島市商工会高島支所 担当：石田

電話 0740-36-0185 FAX 0740-36-1715



主催：特許庁

共催：高島市商工会、高島市役所産業循環政策部農業振興課

協力：日本弁理士会近畿支部

実施：社団法人 発明協会 滋賀県支部

(社)発明協会滋賀県支部

電話：077-558-4040